



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月19日金曜日 第1374号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	853
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....	854
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	855
肥料登録有効期間の更新.....	855
保安林の指定の解除.....	855
解除予定保安林.....	855
道路の区域変更（一般国道319号）.....	855
道路の供用開始（"）.....	856
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	856
道路の区域変更（県道榑生大洲線）.....	856
道路の供用開始（"）.....	856

## 公 告

愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施.....	857
職業訓練指導員試験の実施.....	857
診断用模擬運転装置の借入れ.....	857

## 教育委員会規則

県立中学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則.....	858
愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則.....	862

## 教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程及び愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令.....	863
--	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1323号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
株式会社セトスイ・フードサービス  
松山市安城寺町 569 番地 2  
代表取締役社長 菊池 一正
- 事業場の名称及び所在地  
株式会社セトスイ・フードサービス 宇和工場  
東宇和郡宇和町皆田1360番地

### 3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第17号及び第66号の4

### 4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び汚水等の処理方法等の変更

### 5 特定施設に関する事項

#### (1) 豆腐製造プラント

		変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たりの使用時間		6時間	12時間
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0~ 最大 10.0~	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 350	通常 400 最大 500
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 260	通常 250 最大 300
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 60	通常 50 最大 100
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 90 最大 100	通常 260 最大 280

#### (2) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	16時間
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 7.0~8.0 最大 7.0~9.0
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 70 最大 80	通常 150 最大 170

### 6 汚水等の処理施設に関する事項

		変 更 前	変 更 後
処理施設の型式		長時間曝気活性汚泥法	循環脱窒活性汚泥法+凝集沈殿
処理施設の主要寸法		縦11.9メートル 横20.2メートル 高さ4.5メートル	第1槽 縦11.9メートル 横20.2メートル 高さ4.5メートル 第2槽 縦21.5メートル 横11.5メートル 高さ4.5メートル

処理施設の能力		1日当たり300立方メートル	1日当たり500立方メートル
汚水等の処理の方式		長時間曝気活性汚泥法	循環脱窒活性汚泥法+凝集沈殿
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 350	通常 30 最大 40
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 15 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 30	通常 1 最大 3
		通常 250 最大 300	通常 450 最大 500

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.2 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 30 最大 40
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 10 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 250 最大 300	通常 450 最大 500

○愛媛県告示第1324号

三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・朝立地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・朝立地区)計画書の写し

(2) 三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成14年7月22日から8月16日まで

3 縦覧場所

三瓶町役場

○愛媛県告示第1325号

三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・龍王池地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・龍王池地区)計画書の写し
- 三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成14年7月22日から8月16日まで

3 縦覧場所

三瓶町役場

○愛媛県告示第1326号

三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・蔵貫村地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・蔵貫村地区)計画書の写し
- 三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成14年7月22日から8月16日まで

3 縦覧場所

三瓶町役場

○愛媛県告示第1327号

三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・皆江地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・皆江地区)計画書の写し
- 三瓶町土地改良区定款の写し

愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2

- 2 縦覧期間  
平成14年 7月22日から 8月16日まで
- 3 縦覧場所  
三瓶町役場

○愛媛県告示第1328号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（土地改良総合整備事業・庚申松地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（土地改良総合整備事業・庚申松地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 7月22日から 8月16日まで
- 3 縦覧場所  
小田町役場

○愛媛県告示第1329号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成17年 7月 26日	愛媛県第1229号	副産石灰肥料	パールシエル	アルカリ分 48.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2
平成17年 7月 26日	愛媛県第1230号	副産石灰肥料	粒状パールシエル	アルカリ分 48.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社

○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	宇摩郡新宮村大字上山3305番 4 から 同大字3040番10まで	旧	メートル 6.0~91.0	キロメートル 0.590	
			新	14.0~91.0	0.520	
"	"	宇摩郡新宮村大字上山2940番 4 から 同大字2946番 3 まで	旧	3.8~45.0	0.085	
			新	10.0~45.0	0.072	
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮265番 1 地先から 同村大字馬立32番 1 地先まで	旧	26.2~57.0	0.250	
			新	40.2~64.5	0.250	

○愛媛県告示第1330号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
越智郡岩城村5941の 3
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1331号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
越智郡岩城村6391の 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
越智郡岩城村6391の 2
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1333号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	宇摩郡新宮村大字上山3305番 4 から 同大字3040番10まで	平成14年 7月31日
"	"	宇摩郡新宮村大字上山2940番 4 から 同大字2946番 3 まで	"
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮265番 1 地先から 同村大字馬立32番 1 地先まで	"

○愛媛県告示第1334号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	東予玉川線	越智郡朝倉村大字朝倉上甲307番 7 地先から 同大字甲267番13地先まで	平成14年 7月31日

○愛媛県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	櫛生大洲線	喜多郡長浜町大字櫛生乙786番 8 から 同大字乙667番 4 地先まで	旧	メートル 2.0~12.3	キロメートル 0.165	
			新	10.3~20.0	0.153	

○愛媛県告示第1336号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成14年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	櫛生大洲線	喜多郡長浜町大字櫛生乙786番 8 から 同大字乙667番 4 地先まで	平成14年 7月19日

## 公 告

## ○公 告

## 愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第1項に規定する平成14年度愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成14年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 試験の日時  
平成14年10月27日（日）午前10時
- 2 試験の場所  
次に掲げる場所のうちから、受験者ごとに指定する。  
(1) 松山市文京町4番地2 松山大学  
(2) 松山市末広町11番地1 愛媛県立松山南高等学校  
(3) 松山市久万ノ台112番地 愛媛県立松山盲学校
- 3 受験申込書の提出期間  
平成14年8月19日（月）から30日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験申込書の請求先  
(1) 愛媛県保健福祉部介護保険課  
(2) 各地方局総務福祉部地域福祉課
- 5 受験申込書の提出先  
〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県保健福祉部介護保険課  
電話番号089 941 2111（内線2562, 2563）

## ○公 告

## 職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成14年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 試験を実施する職種  
(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種  
機械科、洋裁科、和裁科、木工科、冷凍空調機器科、配管科及び塗装科  
(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）
- 2 試験の実施期日  
平成14年9月29日（日）午前10時
- 3 試験の実施場所  
松山市西垣生町2184番地  
愛媛職業能力開発促進センター
- 4 受験申請書の提出期間  
平成14年8月2日（金）から8月23日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 5 受験申請書の提出先  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県経済労働部労政雇用課
- 6 合格発表  
平成14年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。
- 7 その他  
(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。  
なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、労政雇用課へ申し込むこと。  
(2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課（電話（089）941 2111内線3245）にすること。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項  
(1) 件名  
診断用模擬運転装置の借入れ  
(2) 借入物品名及び数量  
診断用模擬運転装置一式（中央制御装置一式、模擬運転席20席、教材一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）  
(3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。  
(4) 借入期間  
平成14年10月1日から平成15年3月31日まで  
(5) 借入場所  
愛媛県警察本部交通部運転免許管理課  
(6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。  
(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

TEL 089 934 0110 ext 2231

## 教育委員会規則

## ○愛媛県教育委員会規則第13号

県立中学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成14年 7月19日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

## 県立中学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(愛媛県教育委員会事務委任規則の一部改正)

**第1条** 愛媛県教育委員会事務委任規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「高等学校」を「中学校及び高等学校」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

**第2条** 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(指導要録の様式及び編製)

第25条 規則第12条の3第1項の規定により、県立の中学校の校長が作成する指導要録の様式及び編製については、別に定める。

2 規則第12条の3第2項の規定により、県立の中学校の校長が作成する指導要録の抄本の様式は、別に定める。

「第3章 中学校」を削り、第25条の前に次の章名を付する。

## 第3章 中学校

第26条中「中学校」の下に「(県立の中学校を除く。)」を加える。

第27条を次のように改める。

(準用条文)

第27条 第25条の規定は、県立の高等学校に、これを準用する。

第28条中「第11条又は第12条第2項」を「第11条第1項、第11条の2、第11条の3、第12条第2項又は第12条の2第2項」に改める。

第29条及び第30条中「第27条」を「第25条」に改める。

「

様式第6号中「第11条(第12条第2項)」を (昭和28

(第11条第1項)

(第11条の2)

年政令第340号)(第11条の3)に改め、同様式

(第12条第2項)

(第12条の2第2項)」

注中「令」を「学校教育法施行令」に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式注2の前に次のように加える。

1 不要の文字は、抹消すること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にな  
い者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の  
交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部総務室会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2231

(2) 入札書の受領期限

平成14年 8月28日(水)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成14年 8月28日(水)午後1時30分

愛媛県警察本部大会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135  
条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入  
札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明  
する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな  
ければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ  
た場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入  
札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入  
札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した  
入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づ  
いて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも  
って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be

Leased: Diagnostic driving simulator, 1set

(2) Time limit of tender: 1:30p .m . August , 28 ,

2002

(3) For further information , please contact:

Supplies Procurement Section , Finance  
Division , Administration Department , Ehime  
Prefectural Police Headquarters , 2 2

Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime

790 8573 Japan

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 中学校及び高等学校

第1節 設置及び通学区域(第3条・第3条の2)

第2節 学年、学期及び休業日(第4条 - 第9条)

第3節 教育活動(第10条 - 第13条)

第4節 教材(第14条 - 第18条)

第5節 教職員(第19条 - 第30条)

第6節 教育財産及び物品の管理(第31条 - 第41条)

第7節 中学校における入学、転学、退学等(第41条の2 - 第41条の6)

第8節 高等学校における入学、転学、留学、休学、退学等(第42条 - 第48条の2)

第9節 通信教育(第49条)

第10節 職員会議(第49条の2)

第11節 学校評議員(第49条の3)

第3章 特殊学校(第50条 - 第57条)

第4章 補則(第58条)

附則

「第2章 高等学校」を「第2章 中学校及び高等学校」に改める。

第2章中第9節を第11節とし、第8節を第10節とし、第7節を第9節とする。

「第6節 入学、退学、転学、留学及び休学等」を「第8節 高等学校における入学、転学、留学、休学、退学等」に改める。

第42条の見出しを「(高等学校の入学及び編入学)」に改め、同条第1項中「学校」を「高等学校」に、「教育法」を「学校教育法」に、「もの」を「者」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改める。

第44条の見出し及び同条第1項中「入学」を「高等学校の入学」に改め、同条第2項中「入学者」を「高等学校の入学者」に改める。

第45条中「転学」を「高等学校に転学」に改める。

第46条中「学校」を「高等学校」に改める。

第47条第1項中「生徒」を「高等学校の生徒」に改める。

第48条の2中「学校」を「高等学校」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、同節の次に次の1節を加える。

第7節 中学校における入学、転学、退学等

(中学校の入学及び編入学)

第41条の2 中学校に入学することのできる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する生徒と同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

(中学校の入学の許可)

第41条の3 中学校の入学は、別に定めるところにより行

う入学者の選考に基づいて、校長が許可する。

2 前項の選考に係る志願手続については、別に定める。  
(転学及び退学)

第41条の4 中学校に在学する生徒が転学を希望するとき、校長は、その生徒の在学証明書及び指導要録写しを転学先の校長に送付しなければならない。

2 中学校に転学を希望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障のない場合には、転学を許可することができる。

3 校長は転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた中学校の校長に、その旨を通知しなければならない。

4 中学校の全課程を修了する前に退学したときは、施行令第10条の定めるところによる。

(出席不良等の通知)

第41条の5 中学校の校長は、施行令第20条に規定する学齢生徒があるときには、速やかに、同条の規定による通知を市町村の教育委員会にしなければならない。

(全課程修了者の通知)

第41条の6 中学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、施行令第22条の規定による通知を市町村の教育委員会にしなければならない。

第20条中「(昭和22年法律第26号)(以下「教育法」という。)」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

第2章中第4節を第5節とし、第3節を第4節とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(併設型中学校及び併設型高等学校における教育課程の編成)

第10条の2 次の表の左欄に掲げる中学校及びそれぞれ同表の右欄に掲げる高等学校においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第51条の10の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

今治東中学校	今治東高等学校
松山西中学校	松山西高等学校
宇和島南中学校	宇和島南高等学校

2 前項の表の左欄に掲げる中学校及びそれぞれ同表の右欄に掲げる高等学校における教育課程を編成するときは、あらかじめ当該中学校及び当該高等学校が協議するものとする。

第2章第2節を同章第3節とする。

第4条中「学校の」を「高等学校の」に改め、「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

中学校の学年は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第55条の定めるところによる。

第9条中「第65条」を「第55条又は第65条」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「取ろうとする」を「執ろうとする」に改める。

第2章第1節を同章第2節とする。

第2章中第3条の前に次の節名を付する。

第1節 設置及び通学区域

第3条中「(以下「学校」という。)」を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

中学校の修業年限及び生徒定員等は、別に定めるところによる。

第3条の2中「学校」を「中学校及び高等学校(以下「学校」という。)」に改める。

第53条の見出し中「転学、」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第54条を次のように改める。

第54条 削除

第57条第1項中「第11条まで」を「第10条まで、第11条」に、「第49条の3まで」を「第49条の3」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第41条の4第1項、第41条の5及び第41条の6の規定は、特殊学校の小学部又は中学部に、これを準用する。  
(愛媛県県立学校学則の一部改正)

**第4条** 愛媛県県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「管理規則」の下に、「第41条の3及び第41条の4、」を加え、「第55条」を「並びに第55条」に、「第57条第2項」を「第57条第3項」に改める。

第14条の3を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

中学校については、第12条(休学に係る部分に限る。)、第13条及び第14条の規定は適用しない。

様式第1号を次のように改める。



様式第1号(第6条関係)

様式第1号(その1) 中学校

第 号	割 印		
校 印	卒 業 証 書		
		氏 名	
		生 年 月 日	
中学校の課程を修了したことを証する			
		年 月 日	
学校長氏名			印

様式第1号(その2) 高等学校

第 号	割 印		
校 印	卒 業 証 書		
		氏 名	
		生 年 月 日	
本校の 科の課程を修了したことを証する			
		年 月 日	
学校長氏名			印

様式第1号(その3) 専攻科及び別科

第 号	割 印		
校 印	卒 業 証 書		
		氏 名	
		生 年 月 日	
本校の 科( )の課程を修了したことを証する			
		年 月 日	
学校長氏名			印

(愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

**第5条** 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「別表第1の1」を「別表第2の1」に、「別表第1の2」を「別表第2の2」に、「別表第2」を「別表第3」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(中学校)

第2条 中学校の修業年限及び生徒定員等に関しては、別表第1に掲げるとおりとする。

別表第4中「第3条」を「第4条」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「別表第3」を「別表第3(第3条関係)」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第3条関係)」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1の2中「第2条」を「第3条」に改め、同表を別表第2の2とする。

別表第1の1中「第2条」を「第3条」に改め、同表を別表第2の1とし、同表の前に次の1表を加える。

**別表第1**(第2条関係)

学 校 名	修 業 年 限	生 徒 定 員
今治東中学校	3年	480
松山西中学校	3年	480
宇和島南中学校	3年	480

備考 第1学年の入学定員は、生徒定員を修業年限で除して得た数とする。

(愛媛県教科書採択委員会規則の一部改正)

**第6条** 愛媛県教科書採択委員会規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「盲学校」を「中学校並びに盲学校」に改める。

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

**第7条** 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の表義務教育課の項第1号中「小、中学校」の下に「(県立中学校を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項第2号中「小、中学校教職員」の下に「(県立中学校教職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同表高校教育課の項第7号中「公立高等学校」を「県立学校(特殊学校を除く。次号及び第13号から第15号までにおいて同じ。)」に改め、同項第8号中「(特殊学校を除く。第12号から第14号までにおいて同じ。)」を削り、同項中第17号を第18号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 県立中学校入学者選考及び募集定員に関すること。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第2条中学校教育法施行細則第28条及び様式第6号の改正規定 平成14年9月1日

(2) 第3条中愛媛県県立学校管理規則第2章中第6節の次に1節を加える改正規定(同規則第41条の2第2項及び第41条の4から第41条の6までに係る部分に限る。)、同規則第10条の次に1条を加える改正規定並びに同規則第9条、第53条、第54条及び第57条の改正規定並びに第4条の規定 平成15年4月1日

(中学校の教育課程編成に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる中学校における平成15年度の教育課程については、愛媛県県立学校管理規則第10条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校の校長が編成するものとする。

今治東中学校	今治東高等学校
松山西中学校	松山西高等学校
宇和島南中学校	宇和島南高等学校

(愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則(平成13年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「別表第1の1」を「別表第2の1」に改める。

附則第4項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

○愛媛県教育委員会規則第14号

愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則を次のように定める。

平成14年 7月19日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則**

(趣旨)

**第1条** 愛媛県県立中学校(以下「中学校」という。)の通学区域に関しては、この規則の定めるところによる。

(通学区域の指定)

**第2条** 中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

**第3条** 通学区域は、生徒の保護者(親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。)の住所によるものとする。

(通学区域の指定の特例)

**第4条** 第2条の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。ただし、志願者の数が募集する定員に満たないときは、100分の5を超えることができる。

**第5条** 県外から中学校に入学を志願する者があるときは、当該中学校の校長は、教育長の承認を得て許可することができる。

(委任)

**第6条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に

定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表（第2条関係）

地区	中学校名	通学区域
東予地区	今治東	川之江市、伊予三島市、宇摩郡、新居浜市、西条市、東予市、周桑郡、今治市、越智郡、北条市
中予地区	松山西	松山市、伊予市、北条市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡、大洲市、喜多郡、越智郡菊間町
南予地区	宇和島南	大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、東宇和郡、宇和島市、北宇和郡、南宇和郡

### 教育委員会訓令

#### ○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局  
県立学校

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程及び愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年7月19日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

#### 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程及び愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令

（愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正）

**第1条** 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表総務課の項第9号中「小、中学校」の下に「（県立中学校を除く。）」を加え、同表教職員課の項第1号中「小、中学校教職員」の下に「（県立中学校教職員を除く。以下同じ。）」を加える。

（愛媛県立学校教育課程基準の一部改正）

**第2条** 愛媛県立学校教育課程基準（昭和48年3月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「学校教育法施行規則」を「施行規則」に改め、同条を第3条とする。

第1条第1項中「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）」を「施行規則」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（中学校）

第1条 中学校の教育課程については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第54条の2の規定に基づく中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）及び施行規則第65条の11第1項の規定に基づく中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める

件（平成10年11月文部省告示第154号）によらなければならない。

別表第1中「第1条」を「第2条」に改める。

別表第2中「第2条」を「第3条」に改める。

### 附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令（平成13年10月愛媛県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定中「第1条」を「第2条」に改める。

第2条の改正規定中「第2条」を「第3条」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 改正後の愛媛県立学校教育課程基準別表第1又は別表第2の規定は、この訓令の施行の日以降に高等学校又は盲学校、聾学校若しくは肢体不自由者を教育する養護学校の高等部（以下「高等部」という。）に入学する生徒に係る専門教育に関する教科及び当該教科に属する科目並びに当該科目の標準単位数（以下「教科等」という。）又は専門教育に関する教科に属する科目及び当該科目の標準単位数若しくは標準年間授業時数（以下「科目等」という。）について適用し、同日前に高等学校又は高等部に入学した生徒に係る教科等又は科目等については、なお従前の例による。

